

簡易公募型競争入札方式に準じた手続きに係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和5年1月23日

支出負担行為担当官

北海道開発局開発監理部長 柘植 紳二郎

本業務には、入札不調・不落札に伴い手続を取り止めた業務内容を含む。

1 業務概要

- (1) 業務名 十勝池田税務署22改修設計業務
(電子入札対象案件)(電子契約対象案件)
- (2) 業務内容 十勝池田税務署の大規模リニューアル及びエレベータ新設に係わる、基本設計、実施設計及び積算業務を行うものである。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年1月19日まで。
- (4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

2 指名されるために必要な要件

- (1) 入札参加者に要求される資格
 - ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - イ 北海道開発局における業種区分「建築関係コンサルタント」に係る令和3・4年度一般競争(指名競争)参加資格の決定を受け、希望部局「本局」の登録を有していること。
 - ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領(昭和60年4月1日付け北開局工第1号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - オ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

キ 情報管理体制が確保されていること（説明書参照）。

(2) 入札参加者を選定するための基準

北海道開発局工事等競争参加者選定要領（平成12年12月19日付け北開局工第333号）第27条の規定に基づく指名基準による。

なお、地域精通度並びに配置予定技術者の同種又は類似業務の実績、業務成績、技術者表彰を勘案するものとする。

また、提出者数が10者を超える場合においては、評価点上位10者程度に選定数を制限する。ただし、同評価の提出者が10社を超えて存在する場合はこの限りではない。

「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
北海道開発局 営繕部 営繕管理課 契約係
電話011-709-2311（内線5715）

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、令和5年1月23日から令和5年3月6日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで（最終日は入札書受付締切予定日時である12時00分まで）、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2(1)イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けている者とする。

(4) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

令和5年1月23日9時00分から令和5年2月2日16時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出場所は上記3(1)に同じ。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和5年3月6日12時00分。

イ 紙により持参する場合の提出期限は、令和5年3月6日12時00分。

提出先は、上記3(1)に同じ。

開札は、令和5年3月9日10時00分北海道開発局営繕部営繕管理課入札執行室にて行う。

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (2) 入札の無効 本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 落札者の決定方法
 - ア 予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものに次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。
 - イ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
 - ウ 上記において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 詳細は入札説明書による。
- (6) 落札者に対して、参加表明書に記載した配置予定管理技術者との直接的かつ恒常的な雇用関係を明確に証明する資料の提出を求めることがある。